

# 国立大学法人電気通信大学公益通報者保護規程

平成18年 6月14日

改正

平成19年 3月14日

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成24年 5月22日

平成27年 3月26日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

令和 2年12月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的でなく、本学又は本学の役員及び職員について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本学、行政機関又はその他の外部に通報することをいう。

(1) 本学の職員

(2) 本学との労働者派遣契約に基づき労働者派遣の役務の提供を行い、本学の指揮命令下に労働する派遣労働者

(3) 本学の取引事業者の労働者等（本学との請負契約その他の契約に基づき本学の事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事する労働者又は派遣労働者をいう。）

2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報を行った職員をいう。

3 この規程において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

(1) 法及び法別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

(2) 法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

(総括責任者)

第3条 本学における公益通報の処理を総括するため公益通報総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

2 総括責任者は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

(副総括責任者)

第3条の2 学長が必要と認めるときは、副総括責任者を置き、本学の理事又は職員から指名することができる。

2 副総括責任者は、総括責任者を補佐し、総括責任者に事故あるときは、その職務を代行する。

(通報窓口)

第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、内部監査室及び学外の法律事務所に通報窓口を設置するものとする。

2 通報窓口に通報受付担当者を置き、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内部監査室の室員

(2) 前項に規定する法律事務所に所属し、本学が委嘱する弁護士

(通報処理体制等の周知)

第5条 総括責任者は、通報窓口、公益通報及び公益通報に関する相談の方法その他必要な事項を職員に周知する。

(公益通報の申出)

第6条 公益通報及び公益通報に関する相談は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書及び面会で行うものとする。

2 第4条第2項第2号に規定する者への公益通報の申出において、公益通報者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

(通報の受付等)

第7条 通報窓口において、公益通報を受けたときは、総括責任者及び監事へ報告するとともに、速やかに当該公益通報を受領した旨を当該公益通報者に通知するものとする。

2 通報受付担当者は、前項の公益通報を受けたときには、通報対象事実を確認できる資料等の提出を求めるものとする。

3 本学の役員又は通報受付担当者以外の本学の職員が、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し、又は当該公益通報者に対し通報窓口で公益通報するように助言しなければならない。

(通報に対する措置)

第8条 総括責任者は、前条第1項に規定する公益通報を受けたときは、当該公益通報に関し必要な措置を取る。

2 総括責任者は、公益通報を受けた日から20日以内に、当該通報対象事実に係る調査の実施の有無等、当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、総括責任者は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

3 総括責任者は、前項の調査を行う場合、必要に応じ、調査チームを設置することができる。

4 前項の調査チームの構成員は、その都度、総括責任者が決定する。

(調査)

第9条 調査は、関係者に対し必要な資料の提出、事実の証明、報告その他調査の実施上必要な行為を求めることにより実施する。

(調査結果の通知)

第10条 総括責任者は、調査を終えたときは、監事に報告するとともに、当該公益通報者に対し、当該調査結果を通知するものとする。

(是正措置等)

第11条 総括責任者は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときには、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

2 総括責任者は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、学長及び監事に報告するとともに、当該公益通報者に対して是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し、当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

3 学長は、前項の報告により、不正が明らかになった場合には、当該不正行為に関与した役員及び職員に対し、就業規則等に基づき、懲戒等を行うことができる。

(被通報者等への配慮)

第12条 総括責任者は、第10条及び前条第2項の規定により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当該調査に協力した者の名誉、プライバシーを侵害することのないように配慮しなければならない。

(守秘義務)

第13条 総括責任者、通報受付担当者及び調査を実施する者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該通報受付担当等でなくなった後も、同様とする。

(公益通報者等の保護)

第14条 公益通報者又は公益通報に関する相談をした者（以下「公益通報者等」という。）は、公益通報又は公益通報に関する相談をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも受けない。

(不利益な取扱いの禁止)

第15条 本学の役員及び職員は、公益通報又は公益通報に関する相談をしたことを理由として、当該公益通報者等に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(公益通報者等のフォローアップ)

第16条 総括責任者は、通報処理終了後、公益通報者等が不利益な取扱い及び職場内で嫌がらせが行われていないか等を適宜確認し、公益通報者等を保護するために必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(準用)

第17条 本学職員以外の者からの通報又は学長が定める規程に違反する事実の通報については、この規程を準用する。

2 匿名の者からの通報については、この規程を準用する。この場合において、第7条第2項、第8条第2項、第10条及び第11条第2項に規定する公益通報者に通知することを要しないものとする。

(個別規程の適用)

第17条の2 この規程の定めにかかわらず、通報対象事実に関し、適用を受けるべき個別の規程等（以下「個別規程等」という。）が定められている場合には、当該個別規程等

の定めるところにより必要な措置をとるものとする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総括責任者が定める。

附 則

この規程は、平成18年6月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。